

証券コード 4365
2025年6月10日

株 主 各 位

大阪府八尾市澁川町2丁目1番3号
松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長 木村直樹

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引立を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mtmtys.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証のウェブサイトにてアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「松本油脂製薬」又は「コード」に当社証券コード「4365」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日)午前11時
2. 場 所 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室
(後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1. 第87期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

|                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| 株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 |
|-----------------------------------------------------------------|

# 第 87 期 事 業 報 告

[ 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで ]

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調にある一方、物価上昇の継続、通商政策などアメリカの政策動向、金融資本市場の変動など依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループといたしましては、世界的な経済環境の不安定さと変動リスクの長期化を踏まえ、引き続き高品質で価格競争力のある製品の開発を行うとともに、新規顧客・用途開拓活動の推進により収益の維持・向上を進めているところであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高43,131百万円(前年同期比 3.9%増)、営業利益9,281百万円(前年同期比6.0%増)、経常利益9,677百万円(前年同期比9.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益6,830百万円(前年同期比9.0%減)となりました。

部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は29,113百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益は6,357百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

陰イオン界面活性剤の分野につきましては、海外向けは総じて堅調で国内繊維分野も当期は回復し前年を上回ることができました。この結果、外部顧客に対する売上高は3,748百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

非イオン界面活性剤の分野につきましては、トイレタリー向けが低調に推移しましたが海外向けは総じて堅調で国内繊維分野も底を打ち改善が見られました。この結果、外部顧客に対する売上高は24,547百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野につきましては、国内での家庭用洗剤向けが低調となり、外部顧客に対する売上高は817百万円（前年同期比2.6%減）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は14,017百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益は2,924百万円（前年同期比8.9%増）となりました。

高分子・無機製品等の分野につきましては、海外向けは総じて堅調で国内繊維分野では産地・用途により差があるものの全体として販売は改善し、非繊維工業関連では自動車部品、樹脂成形分野等が好調に推移し前年同期を上回る販

売となりました。この結果、外部顧客に対する売上高は14,017百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

## 2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、エネルギーコストの上昇や原材料価格の変動等、不透明要因が多く、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループといたしましては、今後も引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、競争力のある新製品の開発、販路の拡大、製品の安定供給体制の維持、社内の合理化によって全社一丸となり、業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、生産設備の増強に努めてまいりましたが、その有効活用と既存設備の見直しを引き続き展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は581百万円でありましたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

### 4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分             | 第 84 期                        | 第 85 期                        | 第 86 期                        | 第87期(当期)                      |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                 | 〔2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで〕 | 〔2022年4月1日から<br>2023年3月31日まで〕 | 〔2023年4月1日から<br>2024年3月31日まで〕 | 〔2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで〕 |
| 売 上 高           | 37,248                        | 39,627                        | 41,526                        | 43,131                        |
| 経 常 利 益         | 7,738                         | 9,472                         | 10,733                        | 9,677                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 5,491                         | 7,247                         | 7,504                         | 6,830                         |
| 1株当たり当期純利益      | 1,697円19銭                     | 2,259円37銭                     | 2,586円38銭                     | 2,354円19銭                     |
| 純 資 産           | 63,392                        | 66,470                        | 75,337                        | 81,367                        |
| 総 資 産           | 76,207                        | 79,190                        | 89,512                        | 95,189                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

### 5. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 子会社等の状況

当連結会計年度の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア、立松化工股份有限公司で、当社の議決権比率はそれぞれ65%と55%、主要な事業内容はいずれも界面活性剤・合成糊剤製造販売であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社1社であります。

#### (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を23.5%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

## 6. 主要な事業内容

| 品 目                             |              | 用 途                                                                      | 主 要 製 品                                                                                                    |
|---------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 界<br>面<br>活<br>性<br>剤<br>部<br>門 | 陰イオン界面活性剤    | 織 維 工 業<br>農 業 工 業<br>ゴ ム 工 業<br>洗 剤 工 業                                 | 化合繊紡糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤<br>農業防疫用乳化剤<br>防着、離型剤<br>洗浄剤                                                           |
|                                 | 非イオン界面活性剤    | 織 維 工 業<br>鉄 鋼 金 属 工 業<br>製 缶 工 業<br>樹 脂 工 業<br>香 粧 品 工 業<br>公 害 防 止 産 業 | 化合繊紡糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント<br>織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤<br>圧延油、作動油、金属洗浄剤<br>成型用油剤<br>合成樹脂用練込帯電防止剤<br>乳化剤<br>流出油処理剤 |
|                                 | 陽・両性イオン界面活性剤 | 織 維 工 業<br>樹 脂 工 業<br>香 粧 品 工 業                                          | 柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤<br>合成樹脂用帯電防止剤<br>洗剤原料                                                             |
| そ<br>の<br>他<br>部<br>門           | 高分子・無機製品     | 織 維 工 業<br>建 材 工 業<br>自 動 車 産 業<br>印 刷 工 業<br>香 粧 品 工 業<br>エレクトロニクス産業    | 経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤<br>壁材用接着補強剤、軽量化充填剤<br>軽量化剤<br>インキ・塗料加工剤<br>触感向上剤<br>感熱用薬剤、電池用多孔化剤                        |
|                                 | 仕 入 商 品      | 建 材 工 業<br>織 維 工 業                                                       | リシン用基剤樹脂<br>経糸用糊剤                                                                                          |

## 7. 主要な営業所及び工場

### (1) 当 社

|       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 営 業 所 | 大阪営業所  | 東京営業所                    |
| 工 場   | 本社製造部門 | 静岡製造部（袋井市）<br>大阪製造部（高石市） |

### (2) 子会社

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 工 場 | 株式会社マツモトユシ・インドネシア<br>インドネシア工場 |
| 工 場 | 立松化工股份有限公司<br>台湾工場            |

## 8. 従業員の状況

|     |         |             |
|-----|---------|-------------|
| 区 分 | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 合 計 | 498名    | 2名減         |

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 2,901,260株（自己株式1,611,391株を除く。）
2. 株 主 数 807名
3. 大 株 主

| 株 主 名                                                                                                                      | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 松 本 興 産 株 式 会 社                                                                                                            | 681,756株 | 23.50%  |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD<br>- SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT<br>A/C 8221-623793 | 327,688  | 11.29   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                                                                                                      | 135,480  | 4.67    |
| 木 村 直 樹                                                                                                                    | 133,247  | 4.59    |
| 鰐 洲 み よ 子                                                                                                                  | 123,438  | 4.25    |
| 有 限 会 社 木 村                                                                                                                | 107,900  | 3.72    |
| 株 式 会 社 N K                                                                                                                | 100,000  | 3.45    |
| 木 村 芳 樹                                                                                                                    | 93,328   | 3.22    |
| ア イ エ フ シ ー 株 式 会 社                                                                                                        | 81,000   | 2.79    |
| 株 式 会 社 日 本 触 媒                                                                                                            | 78,800   | 2.72    |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|----------|------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 木村直樹 | 松本興産株式会社代表取締役社長                             |
| 代表取締役専務  | 藤井修治 | 管理本部長                                       |
| 常務取締役    | 川原廣治 | 営業本部長兼輸出本部長                                 |
| 取締役      | 橘興林  | 営業本部副本部長                                    |
| 取締役      | 桂嘉宏  | 松本興産株式会社専務取締役営業本部長                          |
| 取締役      | 辻卓史  | 辻事業サポート事務所代表                                |
| 取締役      | 谷所敬  | 住友ゴム工業株式会社社外取締役<br>株式会社椿本チェーン社外取締役          |
| 常勤監査役    | 久下修平 |                                             |
| 監査役      | 叶智加羅 | 叶法律事務所代表                                    |
| 監査役      | 西本清一 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長<br>公益財団法人京都高度技術研究所理事長 |

(注) 1. 当期中の異動

2024年6月25日開催の第86回定時株主総会において、川原廣治氏、桂嘉宏氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。また同日、山田正幸氏、岡田幸久氏の両氏は任期満了により取締役に退任し、川原廣治氏は辞任により監査役に退任いたしました。

2. 取締役辻卓史氏、取締役谷所敬氏の両氏は社外取締役であります。

なお、取締役辻卓史氏、取締役谷所敬氏の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 監査役叶智加羅氏、監査役西本清一氏の両氏は社外監査役であります。

なお、監査役西本清一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### 4. 当該年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。取締役の報酬の決定に際しては、企業価値の持続的な向上を図るため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも基本報酬のみであり、月額支給の固定報酬制としております。その額につきましては、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬の額は、1991年6月28日開催の第53回定時株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限を375百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の年間報酬総額の上限を75百万円として、決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は2名となっております。

##### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長木村直樹がその具体的内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が客観性、公正性、透明性が確保された状態で行使されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

##### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分             | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |         |       | 対象となる役員の数  |
|------------------|-------------------|-------------------|---------|-------|------------|
|                  |                   | 固定報酬              | 業績連動報酬等 | 退職慰労金 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 152百万円<br>(19百万円) | 152百万円<br>(19百万円) | —       | —     | 9名<br>(2名) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 24百万円<br>(12百万円)  | 24百万円<br>(12百万円)  | —       | —     | 4名<br>(3名) |
| 合計               | 177百万円            | 177百万円            | —       | —     | 13名        |

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役辻卓史氏は、辻事業サポート事務所の代表であります。当社は、辻事業サポート事務所とは特別の関係はありません。

取締役谷所敬氏は、住友ゴム工業株式会社及び株式会社椿本チエインの社外取締役であります。当社は、これらの企業とは特別の関係はありません。

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表であります。当社は、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

### (2) 当事業年度における活動状況

#### イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

|             | 取締役会( 13回開催) |       | 監査役会( 14回開催) |      |
|-------------|--------------|-------|--------------|------|
|             | 出席回数         | 出席率   | 出席回数         | 出席率  |
| 取締役 辻 卓 史   | 11回          | 84.6% | —            | —    |
| 取締役 谷 所 敬   | 13回          | 100%  | —            | —    |
| 監査役 叶 智加羅   | 13回          | 100%  | 14回          | 100% |
| 監査役 西 本 清 一 | 13回          | 100%  | 14回          | 100% |

#### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役辻卓史氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・取締役谷所敬氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

#### ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。
- ・取締役谷所敬氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。

#### IV 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額 | 20百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額を検討した結果であります。会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

##### 3. 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシア、立松化工股份有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部          |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>66,121</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>11,018</b> |
| 現金及び預金          | 32,037        | 買掛金              | 8,244         |
| 受取手形及び売掛金       | 9,187         | 未払金              | 1,077         |
| 電子記録債権          | 372           | 未払法人税等           | 1,283         |
| 有価証券            | 17,000        | 賞与引当金            | 334           |
| 商品及び製品          | 3,293         | その他              | 77            |
| 仕掛品             | 837           |                  |               |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,770         | <b>固 定 負 債</b>   | <b>2,804</b>  |
| その他             | 1,630         | 退職給付に係る負債        | 1,007         |
| 貸倒引当金           | △8            | 資産除去債務           | 120           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>29,068</b> | 繰延税金負債           | 1,597         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,388</b>  | その他              | 79            |
| 建物及び構築物         | 2,684         |                  |               |
| 機械装置及び運搬具       | 2,845         | <b>負 債 合 計</b>   | <b>13,822</b> |
| 土地              | 1,639         |                  |               |
| 建設仮勘定           | 36            | <b>純 資 産 の 部</b> |               |
| その他             | 182           | <b>株 主 資 本</b>   | <b>74,892</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>11</b>     | 資本金              | 6,090         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>21,668</b> | 資本剰余金            | 6,612         |
| 投資有価証券          | 20,707        | 利益剰余金            | 74,323        |
| 繰延税金資産          | 7             | 自己株式             | △12,133       |
| 保険積立金           | 657           | その他の包括利益累計額      | 4,511         |
| その他             | 299           | その他有価証券<br>評価差額金 | 4,479         |
| 貸倒引当金           | △4            | 為替換算調整勘定         | 27            |
|                 |               | 退職給付に係る<br>調整累計額 | 4             |
|                 |               | 非支配株主持分          | 1,963         |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>81,367</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>95,189</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>95,189</b> |

# 連結損益計算書

[ 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで ]

(単位：百万円)

| 科 目                           | 内 訳 金 額 | 金 額    |
|-------------------------------|---------|--------|
| 売 上 高                         |         | 43,131 |
| 売 上 原 価                       |         | 29,440 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 13,690 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 4,408  |
| 営 業 利 益                       |         | 9,281  |
| 営 業 外 収 益                     |         |        |
| 受 取 利 息                       | 164     |        |
| 受 取 配 当 金                     | 302     |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 148     |        |
| 雑 収 入                         | 214     | 829    |
| 営 業 外 費 用                     |         |        |
| 支 払 利 息                       | 0       |        |
| 為 替 差 損                       | 394     |        |
| 雑 損 失                         | 39      | 433    |
| 経 常 利 益                       |         | 9,677  |
| 特 別 利 益                       |         |        |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 79      |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 51      | 131    |
| 特 別 損 失                       |         |        |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 0       |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 32      |        |
| 火 災 損 失                       | 35      | 68     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 9,740  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 2,799   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △1      | 2,798  |
| 当 期 純 利 益                     |         | 6,942  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 112    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 6,830  |

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部   |         |
|-----------|--------|-----------|---------|
| 流動資産      | 62,582 | 流動負債      | 10,715  |
| 現金及び預金    | 29,578 | 買掛金       | 8,039   |
| 受取手形      | 156    | 買掛引当金     | 1       |
| 電子記録債権    | 372    | 未払消費税等    | 924     |
| 有価証券      | 8,597  | 未払法人税等    | 81      |
| 商品及び製品    | 17,000 | 未払消費税等    | 25      |
| 仕掛材       | 3,087  | 未払法人税等    | 1,251   |
| 原料        | 790    | 未払費用      | 16      |
| 貯蔵品       | 1,321  | 前受引当金     | 35      |
| 仮払費用      | 122    | 賞与引当金     | 334     |
| 前払費用      | 6      | その他       | 5       |
| 未預けの現金    | 50     |           |         |
| その他       | 195    | 固定負債      | 2,623   |
| 流動資産合計    | 1,302  | 退職給付引当金   | 977     |
|           | 0      | 預り保証金     | 66      |
| 固定資産      | 27,562 | 長期未払債権    | 3       |
| 有形固定資産    | 5,944  | 繰上り償却資産   | 0       |
| 建物        | 1,601  | 資産除去債務    | 120     |
| 構築物       | 966    | 繰上り延税負債   | 1,455   |
| 機械装置      | 2,668  | 負債合計      | 13,338  |
| 車両運搬具     | 7      | 純資産の部     |         |
| 工具、器具及び備品 | 171    | 株主資本      | 72,327  |
| 土地        | 492    | 資本金       | 6,090   |
| 建物        | 1      | 資本剰余金     | 6,518   |
| 無形固定資産    | 36     | 資本準備金     | 737     |
| 電話加入権     | 11     | その他資本剰余金  | 5,780   |
| ソフトウェア    | 7      | 利益剰余金     | 71,852  |
| 投資その他の資産  | 3      | 利益準備金     | 785     |
| 投資有価証券    | 21,606 | その他利益剰余金  | 71,067  |
| 関係会社株     | 19,793 | 退職給与積立金   | 300     |
| 長期貸付金     | 864    | 別途積立金     | 24,800  |
| 敷金及び保証金   | 252    | 繰越利益剰余金   | 45,967  |
| 保険積立金     | 18     | 自己株式      | △12,133 |
| 長期前払費用    | 657    | 評価・換算差額等  | 4,479   |
| その他       | 9      | その他有価証券   |         |
| 貸倒引当金     | 13     | 評価差額金     | 4,479   |
| 資産合計      | △4     | 純資産合計     | 76,806  |
|           | 90,144 | 負債及び純資産合計 | 90,144  |

# 損 益 計 算 書

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目                   | 内 訳 金 額 | 金 額    |
|-----------------------|---------|--------|
| 売 上 高                 |         | 40,884 |
| 売 上 原 価               |         | 27,750 |
| 売 上 総 利 益             |         | 13,134 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 4,120  |
| 営 業 利 益               |         | 9,014  |
| 営 業 外 収 益             |         |        |
| 受 取 利 息               | 132     |        |
| 受 取 配 当 金             | 417     |        |
| 雑 収 入                 | 212     | 762    |
| 営 業 外 費 用             |         |        |
| 支 払 利 息               | 0       |        |
| 為 替 差 損               | 399     |        |
| 雑 損 失                 | 38      | 438    |
| 経 常 利 益               |         | 9,337  |
| 特 別 利 益               |         |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 79      |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 51      | 131    |
| 特 別 損 失               |         |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 0       |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 32      |        |
| 火 災 損 失               | 35      | 68     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 9,400  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,724   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 2       | 2,726  |
| 当 期 純 利 益             |         | 6,674  |

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月10日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 啓 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松本油脂製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月10日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 啓 介  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

松本油脂製薬株式会社 監査役会  
常勤監査役 久下 修平 ㊟  
監査役 叶 智加羅 ㊟  
監査役 西本 清一 ㊟

(注) 監査役叶智加羅、監査役西本清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第87期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 400円 総額 1,160,504,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2025年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1)法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものであります。
- (2)その他、条数の変更、条文の新設、条文・字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                       | 変 更 案                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一章 総 則                                                                                       | 第一章 総 則                                                                                              |
| [目的]<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br><u>1.～10.</u> (条文省略)                                      | [目的]<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br><u>(1)～(10)</u> (現行どおり)                                          |
| [機関の設置]<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br><u>1.～4.</u> (条文省略)                               | [機関の設置]<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br><u>(1)～(4)</u> (現行どおり)                                   |
| 第二章 株 式                                                                                       | 第二章 株 式                                                                                              |
| [単元未満株式の権利制限]<br>第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br><u>1.～4.</u> (条文省略) | [単元未満株式の権利制限]<br>第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br><u>(1)～(4)</u> (現行どおり)     |
| 第三章 株 主 総 会                                                                                   | 第三章 株 主 総 会                                                                                          |
| [決議の方法]<br>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。<br><br>2. (条文省略)         | [決議の方法]<br>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<br><br>2. (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会<br/>(新 設)</p> <p>[取締役会の決議の省略]<br/>第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>[選任の方法]<br/>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>[取締役会の招集通知]<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>[取締役会の決議の省略]<br/>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>[選任の方法]<br/>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[任 期]<br/>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第33条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>[剰余金の配当]<br/>第37条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>[配当金の除斥期間]<br/>第38条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から3年経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> | <p>[任 期]<br/>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>[監査役会の招集通知]<br/>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>[剰余金の配当の基準日]<br/>第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>[配当金の除斥期間]<br/>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(7名)が任期満了となりますので、あらためて、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 木村直樹<br>(1948年1月26日生) | <p>1971年4月 株式会社朝日新聞社入社<br/>                     1975年1月 当社取締役<br/>                     1978年9月 当社入社<br/>                     1982年12月 日本クエーカー・ケミカル株式会社取締役(現任)<br/>                     1986年4月 当社取締役副社長<br/>                     1992年7月 代表取締役社長(現任)<br/>                     1999年4月 松本興産株式会社代表取締役社長(現任)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>                     松本興産株式会社代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>                     木村直樹氏は、長年にわたり、当社の経営に携わっており、その豊富な知見とリーダーシップにより、当社の企業価値の向上とガバナンス強化に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。</p> | 133,247株    |
| 2     | 藤井修治<br>(1958年9月25日生) | <p>2008年4月 株式会社三井住友銀行大阪西法人営業部長<br/>                     2013年6月 株式会社ダスキン取締役<br/>                     2021年4月 当社管理本部副本部長<br/>                     2022年6月 取締役管理本部副本部長<br/>                     2023年6月 常務取締役管理本部副本部長<br/>                     2024年6月 代表取締役専務管理本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>                     藤井修治氏は、長年にわたる金融機関での勤務経験で培われた豊富な経験と、経営管理に関する高い見識を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者いたしました。</p>                                                                              | 400株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | かわ ほん こう じ<br>川原 廣治<br>(1961年2月3日生) | <p>2010年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）執行役員</p> <p>2011年6月 三菱UFJニコス株式会社常務執行役員</p> <p>2015年6月 NTN株式会社社外監査役</p> <p>2019年6月 同社社外取締役</p> <p>2023年6月 当社社外監査役</p> <p>2024年6月 常務取締役営業本部長兼輸出部長</p> <p>2025年5月 専務取締役営業本部長兼輸出部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>川原廣治氏は、長年にわたる金融機関における法人営業経験や、財務・会計に関する豊富な見識を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者いたしました。</p> | 300株        |
| 4     | たちばな こう りん<br>橘 興林<br>(1965年1月3日生)  | <p>2011年6月 当社輸出部副部長</p> <p>2018年6月 取締役営業本部副本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>橘興林氏は、当社の海外事業において長年にわたる豊富な営業実績と経験・知識を持ち、加えて幅広い顧客との人脈を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                                                               | 400株        |
| 5     | かつら よし ひろ<br>桂 嘉宏<br>(1953年4月2日生)   | <p>2002年4月 株式会社三井住友銀行南大阪ブロック部長</p> <p>2013年12月 ホウライ株式会社取締役兼執行役員大阪支店長兼営業第一部長</p> <p>2019年5月 松本興産株式会社常務取締役営業本部長</p> <p>2020年6月 同社専務取締役営業本部長（現任）</p> <p>2024年6月 当社取締役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況<br/>松本興産株式会社専務取締役営業本部長</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>桂嘉宏氏は、金融機関等において業務執行者として長年企業経営に携わるなど、豊富な経験と卓越した知見を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営の重要事項の意思決定や経営基盤強化の役割を期待し、取締役候補者いたしました。</p>      | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6     | 辻卓史<br>(1942年10月3日生) | <p>1966年4月 宇部興産株式会社（現：UBE株式会社）入社</p> <p>1983年10月 鴻池運輸株式会社入社常任顧問</p> <p>1983年12月 同社専務取締役</p> <p>1987年12月 同社代表取締役副社長</p> <p>1989年12月 同社代表取締役社長</p> <p>2000年6月 同社代表取締役会長</p> <p>2017年6月 同社取締役会長</p> <p>2021年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年7月 辻事業サポート事務所開設（現在にいたる）</p> <p>重要な兼職の状況<br/>辻事業サポート事務所代表</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。企業経営者としての幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>                | 400株        |
| 7     | 谷所敬<br>(1949年2月26日生) | <p>1973年4月 日立造船株式会社（現：カナデビア株式会社）入社</p> <p>2013年4月 同社代表取締役取締役社長兼COO</p> <p>2016年4月 同社代表取締役取締役社長兼CEO</p> <p>2017年4月 同社代表取締役取締役会長兼取締役社長</p> <p>2020年4月 同社代表取締役取締役会長兼CEO</p> <p>2022年4月 同社代表取締役取締役会長</p> <p>2023年4月 同社取締役相談役</p> <p>2023年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況<br/>住友ゴム工業株式会社社外取締役<br/>株式会社樁本チエイン社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>谷所敬氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。企業経営者としての幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> | 0株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 辻卓史氏、谷所敬氏は、社外取締役候補者であります。なお、辻卓史氏、谷所敬氏の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。  
3. 辻卓史氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。  
4. 谷所敬氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

5. 当社は、辻卓史氏、谷所敬氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、両氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役西本清一氏は任期満了となりますので、あらためて、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| にしもと せいいち<br>西本清一<br>(1947年6月6日生) | 1993年12月 京都大学工学部教授<br>2006年4月 京都大学副学長・京都大学大学院工学研究科長・工学部長<br>2011年1月 京都市産業技術研究所（現：地方独立行政法人京都市産業技術研究所）所長<br>2012年4月 京都大学名誉教授<br>2012年7月 京都高度技術研究所（現：公益財団法人京都高度技術研究所）理事長（現任）<br>2013年6月 当社社外監査役（現任）<br>2014年4月 地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長（現任）<br><br>重要な兼職の状況<br>公益財団法人京都高度技術研究所理事長<br>地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 | 0株          |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西本清一氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由  
西本清一氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、研究・教育に加え大学組織運営に長年携わってこられました。化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い経験を、当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
4. 監査役との責任限定契約について  
当社は、西本清一氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、西本清一氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、西本清一氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| おくむら しょうたろう<br>奥村 正太郎<br>(1955年3月2日生) | 1980年8月 株式会社奥村組入社<br>1994年6月 同社代表取締役副社長<br>1995年6月 同社代表取締役社長<br>2001年12月 同社取締役相談役<br>2004年6月 同社相談役<br><br>重要な兼職の状況<br>ヤンマーホールディングス株式会社社外監査役<br>リスクモンスター株式会社社外取締役 | 100株        |

- (注) 1. 奥村正太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥村正太郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由  
奥村正太郎氏は、経営者として長年指揮を執ってこられた実績を有しております。その幅広い知識と経験を当社の監査に活かしていただきたく、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、奥村正太郎氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害責任を法令が規定する限度額に限定する限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。奥村正太郎氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

